

大口町資源ごみ集団回収助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内から搬出されるごみのうち、再利用できる資源ごみの分別回収に対し助成金を交付することにより、ごみの減量及び再資源化を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成対象者は、次に掲げる団体（以下「助成対象団体」という。）とする。

- (1) 大口町内に活動拠点を持つ営利を目的としない団体
- (2) 大口町内の事業所

(登録の申請)

第3条 助成対象団体のうち助成金の交付を受けようとする団体は、資源ごみ集団回収助成金交付団体登録申請書（様式第1。以下「登録申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、登録申請書の内容を審査し、適格と認めたときは、助成対象団体に登録証（様式第2）を交付するものとする。
- 3 前項の登録証の有効期間は、登録証発行日から当該年度の3月31日までとする。

(助成金交付対象品目)

第4条 助成金交付対象品目は、別表第1に定めるとおりとする。

(助成金の基準及び交付額)

第5条 助成金は、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 助成金の交付額は、別表第2に定める助成単価に収集量を乗じて得た額とする。
- 3 助成金の交付額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 第3条第2項の規定により登録証の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）が助成金の交付を受けようとするときは、資源ごみ集団回収助成金交付

申請書（様式第3。以下「助成金交付申請書」という。）に回収業者又は大口町が発行した伝票の写しを添えて町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定に基づき提出された助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、登録団体に資源ごみ集団回収助成金交付決定通知書（様式第4。以下「助成金交付決定通知書」という。）により速やかに通知するものとする。

（交付請求）

第8条 登録団体は、助成金交付決定通知書を受けた後、町長に対し資源ごみ集団回収助成金請求書（様式第5）により、助成金を請求するものとする。

2 町長は、前項に定める請求書に基づき、登録団体に助成金を交付するものとする。

（調査等）

第9条 町長は、登録団体に対してこの要綱の規定に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

（助成金の返還）

第10条 町長は、登録団体が虚偽の申請、その他不正の手段により助成金を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他必要事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則（平成6年3月2日 大口町告示第10号）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月24日 大口町告示第20号）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月30日 大口町告示第102号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成10年9月1日から適用する。
- 2 改正後の大口町資源ごみ集団回収助成金交付要綱の規定は、この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）以後に実施した回収に適用し、適用日前に実施した

回収については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の日の前日までに改正前の大口町資源ごみ集団回収助成金交付要綱の決定に基づき支払われた助成金は、改正後の大口町資源ごみ集団回収助成金交付要綱の規定に基づく助成金の内払いとみなす。

附 則（平成20年2月20日 大口町告示第9号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表第1を加える改正規定中助成金交付対象品目の項大口町内に活動拠点を持つ営利を目的としない団体の欄第7号から第10号まで及び別表第2を加える改正規定中大口町内に活動拠点を持つ営利を目的としない団体の項第7号から第10号までの規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の大口町資源ごみ集団回収助成金交付要綱の規定は、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第51号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第50号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

助成金交付対象品目表

登録団体の種類	大口町内に活動拠点を持つ営利を目的としない団体	大口町内の事業所
助成金交付対象品目	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新聞紙 (2) 雑誌 (3) ダンボール (4) ざつがみ (5) 牛乳パック (6) 布類 (7) アルミ缶 (8) スチール缶 (9) ペットボトル (10) ビン類 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新聞紙 (2) 雑誌 (3) ダンボール (4) ざつがみ (5) 牛乳パック

別表第2（第5条関係）

助成金交付額単価表

登録団体の種類	助成金単価	
大口町内に活動拠点を 持つ営利を目的としな い団体	(1) 新聞紙 (2) 雑誌 (3) ダンボール (4) ざつがみ (5) 牛乳パック (6) 布類 (7) アルミ缶 (8) スチール缶 (9) ペットボトル (10) ビン類	1 キログラムにつき 5 円 1 キログラムにつき 5 円 ただし、回収した資源ごみを回収業者に引き渡した 際、逆有償である場合は当該逆有償分を加算し助成す る。逆有償分として加算する額は、各助成対象品目 1 キ ログラムにつき 2 円を限度とする。
大口町内の事業所で大 口町資源リサイクルセ ンター発行の計量伝票 の交付を受けた事業所	(1) 新聞紙 (2) 雑誌 (3) ダンボール (4) ざつがみ (5) 牛乳パック	1 キログラムにつき 5 円 1 キログラムにつき 5 円 1 キログラムにつき 5 円 1 キログラムにつき 5 円 1 キログラムにつき 5 円
大口町内の事業所で回 収業者発行の計量伝票 の交付を受けた事業所	(1) 新聞紙 (2) 雑誌 (3) ダンボール (4) ざつがみ (5) 牛乳パック	1 キログラムにつき 1 円 1 キログラムにつき 1 円 1 キログラムにつき 1 円 1 キログラムにつき 1 円 1 キログラムにつき 1 円

様式第1 (第3条関係)

資源ごみ集団回収助成金交付団体登録申請書

年 月 日

大口町長 様

団体名
申請者 住 所
(代表者) 氏 名

大口町資源ごみ集団回収助成金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、集団回収団体として登録申請します。

記

団 体 名	
代表者住所	
代表者氏名	
電 話 番 号	()

補助事業実施計画

--

(注意事項)

この申請書の内容に変更が生じた場合は、改めて登録申請書を提出すること。

様式第2（第3条関係）

第 号

登 録 証

記

団 体 名	
代表者住所	
代表者氏名	
有効期限	

上記の者は、大口町資源ごみ集団回収助成金交付団体として登録していることを証明する。

年 月 日

大口町長

印

様式第3 (第6条関係)

資源ごみ集団回収助成金交付申請書

年 月 日

大口町長

様

登録番号 第 号

団体名

代表者 住 所

氏 名

電話番号 ()

大口町資源ごみ集団回収助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1. 助成金交付申請額 金 円 (1円未満切捨)

	①助成単価 (円)	②収集量 (キログラム)	助成金額(①×②)
新聞紙			
雑誌			
ダンボール			
ざつがみ			
牛乳パック			
布 類			
アルミ缶			
スチール缶			
ペットボトル			
ビン類			
その他 ()			

様式第 4 (第 7 条関係)

資源ごみ集団回収助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付け申請のありました資源ごみ集団回収助成金は、
大口町資源ごみ集団回収助成金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり決定
したので通知します。

記

1. 金 円

備考

この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から
起算して 60 日以内に、大口町長に対して、異議申し立てをすることができます。
また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から
起算して 6 か月以内に、大口町を被告として（町長が被告の代表となります。）、
提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か
月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起す
ることができなくなります。）。ただし、決定があったことを知った日の翌日から
起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その
異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内
に提起することができます。

様式第5（第8条関係）

資源ごみ集団回収助成金請求書

年 月 日

大口町長

様

登録番号 第 号

団体名

代表者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で決定のありました大口町資源ごみ集団回収助成金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

下記の口座に振り込み願います。

振込先

金融機関名	銀行・農協 店
口座番号	普通 ・ 当座 第 番
口座名義人	